

会計検査院業務継続計画

平成20年8月

〔最終改正 令和8年4月〕

会計検査院

目 次

	頁
I 業務継続計画の目的と基本方針	1
1 目的	1
2 適用範囲	1
3 基本方針	1
II 想定災害規模及び被害状況等	2
1 想定災害規模	2
2 想定被害状況	3
III 首都直下地震発生時における対応	4
1 災害対策本部	4
2 初動対応	5
3 通常業務への復帰	12
IV 業務継続への備え	13
1 庁舎・執務室の環境	13
2 電気・ガス・上下水道	13
3 情報通信	14
4 備蓄物資の確保等	14
V 本庁舎使用不能時のバックアップ	14
VI 教育・訓練	15
VII 計画の見直し	15

I 業務継続計画の目的と基本方針

1 目的

会計検査院業務継続計画（以下「本計画」という。）は、首都直下地震発生時において、会計検査院として維持すべき業務を定めるとともに、これに必要な執行体制、執務環境等を定めるものである。また、首都直下地震以外の大規模災害等が発生した場合においても、業務の実施に必要な人的・物的・情報等の資源（以下「業務資源」という。）等に制約が生ずるという点では首都直下地震発生時と共通することから、本計画を準用し、又は参考にして対処することとする。

なお、本計画は、想定される被害の下での行動指針を示すものに過ぎないことから、実際に首都直下地震その他の大規模災害等が発生した場合には、具体的な被災状況等を的確に把握し、状況に応じて柔軟かつ適切に対処することが求められることに留意する必要がある。

2 適用範囲

本計画は、会計検査院本庁を対象とする。

安中研修所については、本計画とは別に、群馬県において首都直下地震と同程度の規模の地震発生時における対応について、能力開発官が、関係課の協力を得てマニュアル等を策定するものとする。

3 基本方針

本院は、憲法上の機関として、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るとともに、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する使命が課せられている。このような本院の業務は、国の行財政活動の健全性に寄与するとともに財政の機能を適切に継続させるために欠くことのできないものであるが、首都直下地震が発生した場合に、国民の生命、国民生活の維持や社会・経済システムの安定

等に直接的に関わるものではない。

また、首都直下地震発生時には、各府省等は、それぞれの業務継続計画等に基づき、組織を挙げて非常時優先業務等に注力することとなり、その他の業務は一時中断することなどとなる。そして、本院の検査活動も、このような各府省等の行動を踏まえて対処する必要がある。

以上のことを踏まえて、首都直下地震発生時の業務継続体制を検討するに当たっての本院の基本方針は次のとおりとする。

- ① 本院の職員（非常勤職員その他名称を問わず、本院で勤務する全ての職員を含む。）及び来庁者の安全を確保する。
- ② 実施すべき業務を厳選し、優先度の高いものから順次実施していくための体制を整える。

業務の実施に当たっては、首都直下地震発生直後の危険を伴う移動を極力排除するとともに、限られた業務資源でも必要な業務が実施できるよう、官房及び各局の各課等が相互に連携し、情報の共有、人的・物的資源の一時的調整及び融通、状況に応じた柔軟な対応を行うことにより、円滑な遂行に努めるものとする。

Ⅱ 想定災害規模及び被害状況等

1 想定災害規模

「首都直下地震の被害想定と対策について（報告書）」（令和7年12月 中央防災会議防災対策実行会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ。以下「報告書」という。）において、防災・減災対策の対象とされている次の地震とする。

- (1) M7クラス以上の東京圏及びその周辺地域直下地震
- (2) 揺れによる建物被害に伴う要救助者：約4.4万人
- (3) 揺れによる倒壊、地震火災による焼失等：約40万棟
- (4) 建物倒壊、火災等による死者：約1.8万人

2 想定被害状況

報告書における被害想定を基に、想定被害状況は次のとおりとする。

(1) 停電、商用電話回線の不通及び断水

ア 電力

火力発電所の運転停止等により供給能力が低下し、東京電力パワーグリッド管内で最大約5割が停電するおそれがある。被災4日目以降は、計画停電や節電抑制等により、少なくとも1日のうち決まった時間帯は電気が使えることが想定される。停止していた火力発電所については、設備の被害により修理等のため被災後1か月程度の運転停止となるおそれがある。

イ 携帯電話

1都3県で5割（23区で5割）の基地局が停波するおそれがある。基地局のバッテリー稼働時間等には限りがあるため、時間が経つにつれて基地局の停波エリアが拡大するおそれがある。

ウ 上下水道

管路や浄水場等の被災により、断水や下水が流せない状態が発生するおそれがある。被災した上下水道施設の復旧は、人材・資機材の不足、交通渋滞、他のライフラインの復旧遅れ等により、1か月以上を要するおそれがある。

(2) 首都圏の鉄道は、電柱、架線等に被害が発生し、全線が不通となるおそれがある。

特に、震度6弱以上となる地上線路では、軌道が変状し運転再開まで時間を要する可能性がある。地下鉄は、点検のため首都圏の全線が不通となるほか、新幹線は、小田原以東（東海道）、熊谷以南（上越・北陸）、小山以南（東北）が不通となるおそれがある。

(3) 道路は、路面損傷、沈下、法面崩壊、橋梁損傷等の道路施設被害が発生するほか、

沿道建築物・電柱の崩壊、延焼火災、液状化によるマンホール等の飛び出し等の被害も発生するおそれがある。

Ⅲ 首都直下地震発生時における対応

首都直下地震発生時の対応は、次のとおりとする。

1 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

次に掲げる場合には、会計検査院災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

ア 東京 23 区内で震度 6 強以上の地震が発生したとき（自動設置）

イ 東京 23 区内で震度 6 弱以下の地震その他の大規模災害が発生した場合であって、被害状況（今後想定される被害状況を含む。）等に照らして事務総長が必要と認めるとき

(2) 災害対策本部の構成員等

対策本部の長（以下「対策本部長」という。）は、事務総長とする。

対策本部の構成員は、事務総長のほか、①事務総局次長、②総括審議官、③サイバーセキュリティ・情報化審議官、④会計課長、⑤人事課長、⑥総務課長、⑦厚生管理官及び⑧上席情報システム調査官とする。

対策本部長は、本院の業務継続に係る事務を統括し、及び指揮する。

事務総長に事故があるとき（一時的に連絡がつかない場合を含む。以下同じ。）は、上記丸数字の順位により、他の構成員が対策本部長の職務を代行する。

構成員たる課長（厚生管理官等を含む。以下同じ。）に事故があるときは、各課長があらかじめ定めた順位により、各課（厚生管理官付等を含む。以下同じ。）の室長（総務企画官等を含む。以下同じ。）、総括副長又は副長（以下、室長、総括副長又は副長を合わせて「室長等」という。）が、当該課長を代理して対策本部に参画する。

構成員の全てに事故がある場合は、会計課長があらかじめ定めた順位により、会計課の室長等が対策本部長の職務を代行する。この場合において、当該室長等の判断により、対応可能な局長又は審議官に対して対策本部長の職務代行を委嘱することを妨

げない。

対策本部の庶務は、会計課（後掲Ⅲ 2 (2)の緊急参集要員及び会計課から協力を求められた関係課の課員を含む。）が事務局として行う。

(3) 対策本部の開催等

対策本部は、別に定める場所及び方法により開催する。その他対策本部の運営に当たり必要な事項は、対策本部長が定める。

対策本部に報告され又は決定された事項については、随時、直接又は秘書官を通じて院長及び検査官に報告する。また、院長又は検査官から指示のあった事項については、速やかに対策本部に報告するものとする。

対策本部は、設置の必要がなくなると対策本部長が認めたときに廃止するものとする。

2 初動対応

首都直下地震発生時の初動対応は、次のとおりとする。

(1) 非常時優先業務

首都直下地震が発生した場合には、昼夜を問わず、速やかに以下の非常時優先業務を行う。

事項名	担当課
職員及び家族の安否確認	人 事
本庁舎の被害状況の把握、応急復旧	会 計
ネットワークシステムに係る情報機器の点検	情 報
災害対策本部の設置運営（事務局）	会 計

非常時優先業務を所掌する課の課長は、実施手順、業務実施担当者等を定めたマニュアル等を策定し、課員及び関係者に周知する。

その際、発災時にはむやみに移動しないことが推奨されている中で、夜間休日をはじめとして業務実施担当者がいずれも本庁舎に在庁していないときに首都直下地震が発生した場合には、災害時優先携帯電話やBYOD（個人保有のスマートフォン）等を利用することで、可能な限り、登庁することなく自宅等からでも初動対応ができるようにしておく。また、各課長は、主たる業務実施担当者に事故があるときに備えて第3順位者まで定めるとともに、それらの者が災害時優先携帯電話やBYODを利用できる環境にない場合の対処についても定めておく。これら業務実施担当者の指定及び対処については、人事異動があった場合その他必要が生じた都度見直すこととする。

(2) 緊急参集要員

非常時優先業務のうち会計課の「対策本部の設置運営（事務局）」については、業務の一部に、自宅等では対応できず登庁して行う必要があるものがある（以下、当該業務を「登庁必須業務」という。）。

会計課長は、事務総長の了解を得て、以下に掲げる者の中から適当と認められる者若干名を、登庁必須業務を行う緊急参集要員として指定する。なお、会計課長は、自課の課員だけでは必要な人数を確保できなかった場合には、会計課以外の課の職員を緊急参集要員として指定することができる。また、指定に当たり、関係課の課長は、必要な協力をするものとする。

○徒歩で参集することを想定して、発災直後に参集する者（以下「初動緊急参集要員」という。）については本庁舎から徒歩による経路で6キロメートル以内（やむを得ない場合は同8キロメートル以内）、初動緊急参集要員の交代要員として参集することが想定される者（以下「緊急参集交代要員」という。）については同20キロメートル以内に居住していること

○首都直下地震発生時に登庁することが困難な者（下肢等に障害がある、育児又は介護中で職員本人以外に世話をする人がいないなど）ではないこと

緊急参集要員は、対策本部から指示があった場合には、速やかに本庁舎に参集して、登庁必須業務に従事する。また、初動緊急参集要員は、対策本部から連絡がなくても、夜間休日に東京 23 区内で震度 6 強以上の地震が発生したと覚知した時点で速やかに参集する。

ただし、次の場合は参集する必要がない。

- ① 本庁舎に大きな物的損傷が生じ、庁舎の利用ができないと対策本部又は会計検査院消防計画（平成 20 年 3 月 3 日管理権限者作成。以下「消防計画」という。）に定める管理権限者から連絡があったとき
- ② 現に相当数の職員が本庁舎内に滞在しており、当該職員だけで登庁必須業務への対応ができるとして対策本部又は会計課長から連絡があったとき
- ③ 職員又は家族等が死亡若しくは負傷・病気又は安否不明のとき
- ④ 職員の住居等が被災し、職員が当該住居の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、又は一時的に避難しているとき
- ⑤ 出張その他の事由により遠隔地に滞在しているとき
- ⑥ 参集途上において火災、道路崩壊等が生じており、安全な経路が確保できないとき
- ⑦ 参集途上において救命活動に参加する必要が生じたとき
- ⑧ その他参集が困難な事情が生じたとき

なお、緊急参集要員は、参集を開始するとき、又は上記③～⑧に掲げた事由のため参集しないときは、その旨を対策本部事務局宛てにメールを送信、又はBYODを用いてチャンネルに投稿するものとする。また、初動緊急参集要員の全員が上記③～⑧に掲げた事由のため参集しない場合等は、対策本部の指示により緊急参集交代要員が参集する。参集に当たっては、靴は運動靴やカジュアルシューズなど歩きやすいもの、

服装は動きやすいもので参集することが望ましい。

会計課長は、登庁必須業務に係る実施手順等を定めたマニュアル等を策定し、緊急参集要員に周知する。また、登庁必須業務を実施する上で必要な環境（特定の部屋への入室権限を付与するなど）を整えるとともに、関係課の課長は、これに協力するものとする。

(3) 安否確認

職員は、首都直下地震が発生した際は、昼夜を問わず、また、職員の所在場所にかかわらず、速やかに家族の安否の確認に努め、本人の状況と合わせて、安否確認サービス（非常時優先業務である「職員及び家族の安否確認」等を迅速に実施するために提供されるサービスであって、人事課長が定めるものをいう。以下同じ。）により安否状況を報告する。

(4) 非常時優先業務以外の業務

発災時には、業務資源等に制約が生ずる中において、非常時優先業務以外の通常の業務は積極的に休止又は最低限の業務継続に支障を与えない範囲に限定することで、発災直後の全体の業務量を抑制し、非常時優先業務に業務資源等を集中させることが重要である。

そこで、対策本部が設置されたときは、通常の業務は原則として直ちに停止することとする。

状況別の具体的な対応は次のとおりである。

ア 在庁時の対応

受検庁等と会議等を行っている場合には、直ちに中止する。

大規模地震発生時においては、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則を徹底することが不可欠であるとされていることから、本庁舎が利用できる場合は、原則として庁舎内でそのまま待機する。また、消防計画の定めると

ころにより、又は対策本部の指示に従い、庁舎内負傷者の救護活動等及び執務室の復旧業務に協力するとともに、非常時優先業務の遂行に協力し、できる限り本庁舎周辺地域の救出・救助活動及び避難者支援を行う。

そして、発災後 72 時間を一つの目安として、被災及び被災からの復旧状況等を踏まえて、安全に帰宅できると判断した場合には、帰宅（自宅が安全でない場合等における避難所その他の家族の居場所等に向かうことを含む。以下同じ。）する。その際、発災後しばらくはテレワークによる業務が主体となることが想定されるため、可能であれば職員用端末を持ち帰るとともに、課内の電話を連絡がつく適宜の番号に転送設定しておくことが望ましい。ただし、発災後の徒歩による帰宅は、通常時とは状況の異なる経路を、防災用グッズを携行するなどして長距離にわたり移動することも想定されることから、そのような場合には、動きやすさ、安全性の確保を優先して、職員用端末を持ち帰ることは避ける。

なお、就業時間内に発災した場合、多くの職員等が本庁舎内に宿泊することが想定される。この場合における食料品、飲料水、簡易トイレその他必要となる備蓄品や仮眠・休憩場所等については、消防計画に定めるとおりである。

また、来庁者等の職員以外の帰宅困難者については、本庁舎内の会議室等又は一時滞在施設として開設される 3 階講堂に案内するなどして、安全に移動できるようになるまで滞在場所を提供する。

イ 出張時の対応

本邦における実地検査（資料収集、会計事務視察等を含む。）については、出張先における被害の有無にかかわらず速やかに中止する。

海外における実地検査又は調査については、予定を切り上げて直ちに帰国することを原則とする。ただし、直ちに帰国することが困難かつ受検庁（本邦から出張している随行者を含む。）において発災に伴う追加的対応がほとんど生じない場合は、当該受検庁と調整の上、主任官（実地検査以外の出張の場合は出張官のうち序列最

上位の者。以下同じ。)の判断において、予定を切り上げての帰国が可能となるまでの間、検査又は調査を継続することを妨げない。

実地検査以外の出張(旅行命令に依らない外出を含む。)についても、赴任のための旅行や長期在外研修に係る出張等を除き、実地検査に準じた取扱いとする。

実地検査等を中止した後は、主任官の判断(緊急その他やむを得ない場合は自らの判断)に従って、原則として次のとおり行動する。ただし、対策本部から別途の指示があった場合にはその指示に従うほか、その場から移動することが危険であるなどとして、用務先(検査の相手方を含む。)や地元自治体等からその場で待機又は指定の避難場所へ避難等するよう示唆等があった場合には、当該示唆等に従う。

① 霞が関近傍に滞在している場合

本庁舎に戻って待機する(本庁舎が利用できない場合を除く。)。なお、待機後の行動については、アのとおりである。

② 自宅近傍に滞在している場合

安全に帰宅できると判断した場合には、帰宅する。

③ 宿泊を伴わない出張先に滞在している場合(①及び②の場合を除く。)

最寄りの帰宅困難者一時滞在施設等に待避する。その後、被災状況及び被災からの復旧状況等を踏まえて安全に帰宅できると判断した場合には、帰宅する。

④ 遠隔地に滞在している場合

現地周辺(必ずしも用務地に限らない。)又は自宅へ向けた経路上の宿泊施設等で待機する。その後、被災状況及び被災からの復旧状況等を踏まえて安全に帰宅できると判断した場合には、帰宅する。なお、現地周辺又は自宅へ向けた経路上の近傍に実家等がある場合は、当該実家等へ向かうことも可とする。

また、いずれの場合であっても、出張官は、本庁舎に戻るまで又は帰宅するまで、随時、出張官(単独で行動している場合は職員自身)の行動について、所属課の課長があらかじめ定める連絡先に電子メールを送信その他適宜の方法により連絡する

ものとする。

ウ 自宅滞在時の対応（勤務時間外に発災した場合を含む。）

テレワーク勤務中の場合は、業務を速やかに中断して自身及び家族の安全を確保する。その後、自宅が安全な場合は、対策本部の指示があるまでは、翌営業日以降も出勤することなく、そのまま自宅で待機する。

エ 例外的に実施する業務

首都直下地震が発生した際には、非常時優先業務及び後掲(5)の消防計画に基づく人命の安全及び被害の軽減を図るための行動に関する業務を除き、その他の業務については、原則として直ちに停止することとしている。

ただし、国際会議のために外国人を本邦に招へいしている場合における当該外国人の安全確保など、平素は生じないものの、極めて限定的なタイミングで首都直下地震が発生した場合等には、非常時優先業務と同様に速やかな対応が必要となる業務もある。このような業務が生ずる可能性のある課の課長は、非常時優先業務と同様に、当該業務の実施手順、業務実施担当者等を定めたマニュアル等を策定し、課員に周知しておくものとする。

また、庁舎の警備など、首都直下地震が発生した際であっても直ちに全面的に停止することによる影響が大きい業務もある。このような業務がある課の課長は、想定される被害状況等ごとに、業務を停止する範囲（又は停止しない範囲）、その場合における業務の実施手順等を定めたマニュアル等を策定し、課員及び関係者に周知しておくものとする。

(5) 消防計画に基づく行動

(1)～(4)に掲げたもののほか、首都直下地震により、本庁舎内で、建物の倒壊危険、火災の発生、危険物等の流出又は漏えい、機器・物品等の転倒又は落下、負傷者の発生、エレベーターの閉じ込めなどの事態が生じた場合は、消防計画に従って行動する。

3 通常業務への復帰

(1) 自宅待機

非常時優先業務又は2(4)エの例外的に実施する業務であって登庁が必要不可欠なものに従事する職員以外の職員であって、現に自宅に滞在している者（発災時に本庁舎、出張先等に滞在している者であって、安全に帰宅できた者を含む。）は、対策本部から指示があるまで、そのまま自宅で待機することとする。

自宅待機期間中は、利用可能な状況であれば職員用端末やBYODを用いるなどして、各局各課の職員は別に定める業務を実施し、官房各課の職員はこれに準じる業務としてその課長があらかじめ定めた業務を実施する。なお、各局及び官房各課の課長は、当該業務を実施するために最低限必要な人数を把握した上で、課員のうち誰がどのような順番・手順で実施するか、課員の大半が地方出張中に首都直下地震が発生した場合など誰も当該業務に従事できる環境にない場合にどうするかなどについてあらかじめ定めた上で、課員に周知しておく。また、当該順番等については、人事異動があった場合その他必要が生じた都度見直すものとする。

以上のほか、自宅待機中の職員は、自宅周辺での被災者の支援活動に携わるなど、地域貢献に積極的に取り組むことが望ましい。

(2) 自宅待機解除後

自宅待機が解除されても、しばらくの間は交通機関をはじめとして発災前と同様の執務環境が整っていることは想定されない。このため、本庁舎に登庁しての勤務再開は、自宅待機が解除された直後においては必要最小限の職員とすることとし、対策本部の決定を経て、段階的に拡大していくこととする。

各段階において各局各課の職員が実施する業務の標準的な目安は別に定めるとおりである。官房各課の課長は、これに準じる業務として、各段階において実施すべき自課の業務及びその実施手順等をあらかじめ定めた上で、課員に周知しておく。

また、各局及び官房各課の課長は、登庁しての勤務を再開するに当たり、その時点

の被災からの復旧状況、課員の置かれた状況、受検庁等関係者の実情等を踏まえ、各課の実情に応じて柔軟に対応し、必要な調整や指示をすることとする。

IV 業務継続への備え

1 庁舎・執務室の環境

会計検査院本庁舎である中央合同庁舎第7号館は、大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標として設計されており、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られていると考えられる。

そこで、本院としては、各執務室において、什器の固定等を行い、定期的に点検を実施するなど、発災時にも非常時優先業務等を実施する環境を維持できるよう備える。

2 電気・ガス・上下水道

(1) 電力

商用電源供給が途絶した場合でも、中央合同庁舎第7号館に設置された自家発電装置が自動的に稼働し、照明、空調、エレベーター等の一部については使用が可能となる。自家発電装置は、備蓄燃料により7日間以上の連続運転が可能である。

各執務室においては、電子機器を非常用コンセント（赤色）につなぐことで、自家発電装置から供給される電力を利用できる。ただし、非常用コンセントの電力量には制限があるため、発災時に同時に使用できる機器類のみをつないでおくこと。

(2) 上下水道

上水については、庁舎内の貯水槽10日分の量を、下水については、庁舎タンクに7日分の排水が可能となる量を確保している。ただし、発災時の水の利用を最小限にとどめるため、飲料及びトイレ以外の水の利用は原則禁止されることになる。

3 情報通信

(1) 電話

停電時、自家発電設備が起動しなかった場合においても利用できる災害時優先固定電話については必要な課に設置されているが、その他、災害時においても優先的に接続される災害時優先携帯電話を必要な職員に携帯させることとする。

(2) 情報システム

一時的な停電があった場合でも、自家発電設備からの電力供給により本庁舎内部の情報システムは使用可能である。

なお、情報システムについては、震災やセキュリティインシデントが発生した場合に備えた、「会計検査院情報システム運用継続計画」（以下「IT-BCP」という。）を上席情報システム調査官が別途定めており、本計画に記載のない詳細な対応についてはIT-BCPに従う。

4 備蓄物資の確保等

職員用の非常用食料、飲料水を、約 1,300 人の全職員においては帰宅まで一時的に庁舎内に滞在する場合に備えて 3 日分を備蓄するとともに、緊急参集要員においては更に 1 週間分を備蓄する。その他、簡易トイレ、毛布、救急箱等を必要量備蓄する。その詳細については消防計画に定める。

V 本庁舎のバックアップ

本庁舎のバックアップ機能として、安中研修所を活用する。

安中研修所においては、対策本部又は非常時優先業務を所管する課からの依頼があった場合は、初動対応の補助（職員及び家族の安否確認等）を行う。また、東京 23 区内で震度 6 強以上の地震を観測してから 3 時間を経過しても職員に対して対策本部からの

連絡・指示（応答）がない場合は、別に定めるマニュアルに従い、災害時優先携帯電話その他の手段により対策本部の構成員及び会計課の室長等に対して順次連絡を取るなどして対策本部長の職務を代行する者を確定するものとする。

火災等により本庁舎の利用ができない期間が長期間に及ぶ場合には、本庁舎が再び利用できるまで又は代替となる庁舎が確保できるまで、職員は、テレワークにより勤務するものとする。ただし、自宅でのテレワークによる業務の実施が困難な場合には、業務の順延等により対応することを検討する。やむを得ない事情により順延等による対応が困難なときは、対策本部において、例外的に安中研修所において業務を実施することを検討するものとする。

VI 教育・訓練

本計画の実効性を高めるために、少なくとも毎年度1回は訓練を行うものとする。

訓練の詳細については、会計課長が、事務総長の了解を得て定める。

VII 計画の見直し

会計課長は、訓練が行われた都度及び実際に首都直下地震等が発生してその復旧に一定のめどがついた段階で本計画の実効性等について検証し、見直しの必要がないか検討する。

本計画を改正するに当たっては、検査官会議に協議する。ただし、政府業務継続計画その他の本計画に引用し又は参考とした定め等の改正に伴う改正その他軽微な改正については、事務総長限りで改正することができる。